

## 平成 27 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 27-2-10)

施策名	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進
施策の概要	障害のある全ての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点にたち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

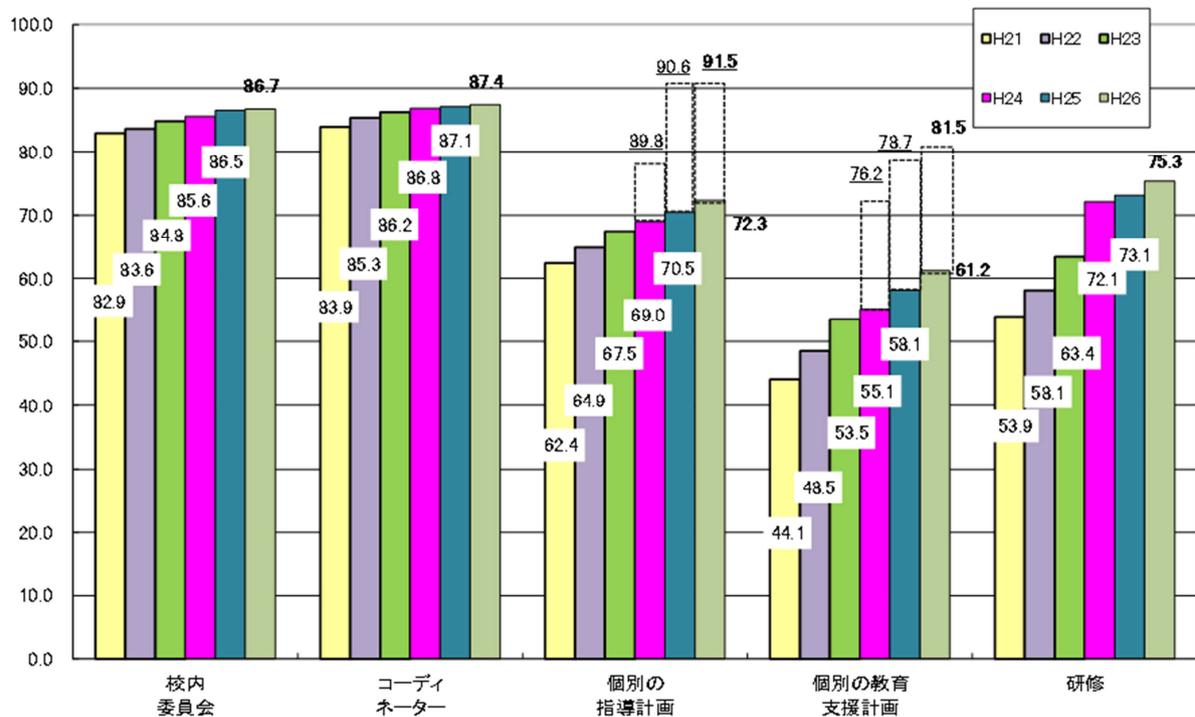
達成目標 1	発達障害を含む障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援を行うため、体制整備等を推進する。						
達成目標 1 の設定根拠	障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するためには、教育的ニーズに最も確に応えた指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ることが重要である。この「多様な学びの場」の充実のため、以下の成果指標に示すとおり、体制整備等を推進する必要がある。 【参考：障害者基本計画（第3次）（抄）】 障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	25 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
① 特別支援教育に関する個別の指導計画の作成率 (作成している学校数/作成が必要な児童生徒等が在籍する学校数)	90.6%	64.9%	67.5%	89.8%	90.6%	81.5%	90%以上
② 特別支援教育に関する個別の教育支援計画の作成率 (作成している学校数/作成が必要な児童生徒等が在籍する学校数)	78.7%	48.5%	53.5%	76.2%	78.7%	91.5%	80%以上
③ 特別支援教育に関する教員研修の受講率 (受講した教員数/全教員数)	73.1%	58.1%	63.4%	72.1%	73.1%	75.3%	80%以上
④ 特別支援教育に関する校内委員会の設置率 (設置している学校数/全学校数)	86.5%	83.6%	84.8%	85.6%	86.5%	86.7%	90%以上

⑤ 特別支援教育 コーディネーターの指名率 (指名している 学校数/全学 校数)	87.1%	85.3%	86.2%	86.8%	87.1%	87.4%	90%以上
年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	前年度 以上	
目標値の 設定根拠	<p>①個別の教育支援計画の作成率 教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携し、長期的に一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画について、作成が必要と判断された子供に対する作成率の向上が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。</p> <p>②個別の指導計画の作成率 一人一人の教育的ニーズに応じて指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ個別の指導計画について、作成が必要と判断された子供に対する作成率の向上が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。</p> <p>③教員研修の受講率 特別支援教育に関する専門性の向上のために、教員研修の受講率の更なる上昇が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。</p> <p>④校内委員会の設置率 校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うために、更なる設置率増加が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。</p> <p>⑤特別支援教育コーディネーターの指名率 各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うコーディネーターの指名を推進する必要があり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。現実的かつ最大限の目標値として、平成22年度から平成26年度における最大の伸び率(0.9%)で推移した場合を想定し、設定している。</p>						

施策・指標に関するグラフ・図等

※上記成果指標の対象学校種は、国公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校。  
 ※平成24年度以降の成果指標①・②は、計画を作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から除いた場合の作成率を示す。

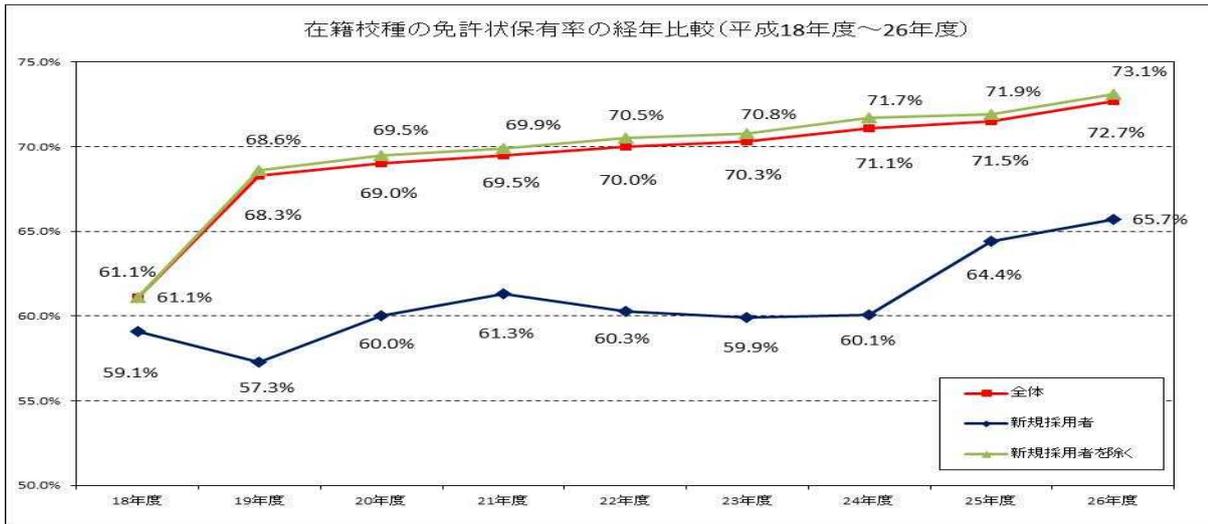
年度別推移－国公立計・幼小中高計－（平成21～26年度）



出典：文部科学省調べ（特別支援教育体制整備状況調査）

達成手段 (事業)		
名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
特別支援教育充実事業 (平成 22 年度)	2,567	0116
インクルーシブ教育システム構 築事業 (平成 25 年度)	1,167	0117
特別支援教育設備整備費等補助 (昭和 32 年度)	5	0118
特別支援教育就学奨励費負担等 (昭和 29 年度)	11,583	0119
関連する独立行政法人の事業		
名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所運 営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度)	1,087	0120
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所施 設整備に必要な経費 (平成 13 年度)	53	0121
平成 26 年度評価書 からの変更点	—	

達成目標 2	特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な指導や必要な支援を行うため、教員の専門性の向上や、指導内容・方法等の改善を図る。						
達成目標 2 の 設定根拠	<p>障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられるようにするためには、障害のある幼児児童生徒に対する教育を担当する者を中心に、教員の資質を向上させることが必要である。このため、以下の成果指標に示すとおり、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校教諭免許状の取得率向上により、教員の専門性の確保、指導力の向上を図る。</p> <p>【参考：障害者基本計画（第3次）（抄）】 障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。</p>						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	25 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	32 年度
① 特別支援学校教 員の特別支援学校 教諭等免許状保有 状況の割合 (当該障害種の免許 状保有者数/特別 支援学校教員数)	71.5%	70.0%	70.3%	71.1%	71.5%	72.7%	97%以上
	年度ご との目標 値	—	—	—	—	前年度 以上	
目標値の 設定根拠	特別支援学校教員としての専門性を担保するため、おおむね全ての特別支援学校教員が免許状を保有することを目指し、目標値を設定。						
施策・指標に関するグラフ・図等							



出典：文部科学省調べ（特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査）

達成手段 (事業)		
名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
特別支援教育充実事業 (平成 22 年度)	2,567	0116
達成手段 (諸会議・研修等)		
名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
特別支援教育関係課長連絡会議 (平成 20 年度)	今後の特別支援教育体制の整備充実に資するため、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への教育的支援、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育体制の整備、特別支援学校の在り方、地域における関係部局・機関の連携による総合的な支援体制の構築等について、各都道府県及び指定都市における取組の状況や課題等について協議する。	特別支援教育課
特別支援学校教諭免許状取得促進セミナー (平成 27 年度)	教育委員会や大学を対象とした公演や意見交換を行い、特別支援学校教諭免許状の取得計画や、免許法認定講習の開設時期・科目設定の情報交換を行うことで、特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目指す。	特別支援教育課
合理的配慮普及推進セミナー (平成 25 年度)	教育委員会や学校関係者に対して、合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による、就学事務等の円滑化を図るため、セミナー等を開催する。	特別支援教育課
関連する独立行政法人の事業		
名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度)	1,087	0125
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所施設整備に必要な経費 (平成 13 年度)	53	0126
平成 26 年度評価書 からの変更点	—	

施策の予算額・執行額（※政策評価調書に記載する予算額）

		25年度	26年度	27年度	28年度要求額
<b>予算の状況</b> <b>【千円】</b> 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	10,713,355 ほか復興庁 一括計上分 0	13,906,633 ほか復興庁 一括計上分 0	15,295,234 ほか復興庁 一括計上分 0	17,399,686 ほか復興庁 一括計上分 0
		<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>
	補正予算	0 ほか復興庁 一括計上分 0	0 ほか復興庁 一括計上分 0	0 ほか復興庁 一括計上分 0	/
		<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	
	繰越し等	0 ほか復興庁 一括計上分 0	0 ほか復興庁 一括計上分 0	/	/
		<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>		
	合計	10,713,355 ほか復興庁 一括計上分 0	13,906,633 ほか復興庁 一括計上分 0	/	/
		<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>		
執行額 【千円】	10,003,048 ほか復興庁 一括計上分 0	12,501,091 ほか復興庁 一括計上分 0	/	/	
	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>			

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

名称	年月日	関係部分抜粋
教育振興基本計画	平成 25 年 6 月 14 日	6-1 ・障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、就学手続に関する法令改正等を行い、新たな手続の下での円滑な就学手続を実現する。 また、個別の教育支援計画・指導計画の作成等による指導、乳幼児期を含めた早期からの一貫した支援体制の構築、職業教育・進路指導の充実、ICT等の活用を含めた教材の確保、バリアフリー化の推進や特別支援学校の教室不足の解消を含めた施設・設備の整備、専門性ある教員・支援員等の人的配置、交流及び共同学習の実施、合理的配慮の充実に向けた調査研究及びデータベースの整備等に取り組む。 さらに、意欲・能力ある障害者の高等教育における修学機会の確保に向けて、支援する。 6-3 ・特別支援学校の教職員の特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実を図る。また、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を活用するため、特別支援学校間でネットワークを構築し、域内の特別支援教育を支える体制の構築を促す。

<p>障害者基本計画</p>	<p>平成 25 年 9 月 27 日</p>	<p>3 - (1) - 5  ○可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子供の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別的教育支援計画の策定・活用を促進する。</p> <p>3 - (2) - 4  ○特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、小・中学校等の教員への研修の充実を図る。</p>
<p>教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」</p>	<p>平成 26 年 7 月 3 日</p>	<p>2. 教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教師を確保するため、養成や採用、研修等の在り方を見直す。  （学制改革に応じた教師の免許、配置等の在り方）</p> <p>○ 学力の定着等に課題を抱える児童生徒や、発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進する。</p>
<p>中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」</p>	<p>平成 24 年 7 月 23 日</p>	<p>1. 共生社会の形成に向けて  （3）共生社会の形成に向けた今後の進め方  ○ 今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。短期的には、就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施を図るとともに、「合理的配慮」の充実のための取組が必要であり、それらに必要な財源を確保して順次実施していく。また、中長期的には、短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく必要がある。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。</p> <p>2. 就学相談・就学先決定の在り方について  （1）早期からの教育相談・支援  ①早期からの教育相談・支援の充実  ○ 子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。そのためには、早期からの教育相談・支援を踏まえて、市町村教育委員会が、保護者や専門家の協力を得つつ個別的教育支援計画を作成するとともに、それを適切に活用していくことが重要である。その際、子供の教育的ニーズや困難に対応した支援という観点から作成することが必要である。</p> <p>3. 障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備  （2）「基礎的環境整備」について  ③個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導  （ア）現状  特別支援学校においては、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成することが学習指導要領等に明記されている。特別支援学校以外の学校についても、指導についての計画や家庭、医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の子供の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的</p>

		<p>に行うよう、学習指導要領等に明記されている。</p> <p>(イ) 課題</p> <p>個別の教育支援計画、個別の指導計画については、現在、特別支援学校の学習指導要領等には作成が明記されているが、幼・小・中・高等学校等で学ぶ障害のある幼児児童生徒については、必要に応じて作成されることとなっており、これを特別支援学校と同様に、障害のある幼児児童生徒全てに拡大していくことについて検討する必要がある。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用について、一層の質の向上を図っていく必要がある。</p> <p>5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等</p> <p>(1) 教職員の専門性の確保</p> <p>①全ての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能</p> <p>○ インクルーシブ教育システム構築のため、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。</p> <p>(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方</p> <p>③特別支援学校教諭についての養成・研修</p> <p>○ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。研修と実践を通じた授業力の向上を期待する。</p>
--	--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 特別支援教育体制整備等状況調査
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査

有識者会議での指摘事項	—
-------------	---

主管課（課長名）	初等中等教育局 特別支援教育課 （井上 恵嗣）
関係課（課長名）	—

評価実施予定時期	平成27年度、平成30年度
----------	---------------